

議 会 要 覧

令和8年版

尾 鷲 市 議 会 事 務 局

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町10番43号

TEL 0597-23-8211 FAX 23-8213

E-mail gikai@city.owase.lg.jp

議会要覧 目 次

- 市民憲章・市章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 都市宣言・市のシンボル・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～5

議 会

- 1 構成：議員定数、党派別議員数、会派別議員数、年齢別構成・・・・・・・・ 6
当選回数別構成
- 2 組織：正副議長・監査委員、組織図、委員会構成、組合議会等、・・・・ 7～8
事務局体制
- 3 議員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 委員会：議会運営委員会、常任委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 行政視察の受け入れ状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 6 活動状況：議会開催数、本会議の状況、議決結果、・・・・ 12～14
委員会・全員協議会の開催状況
- 7 一般質問・質疑等議会運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 15～17
- 8 報酬及び費用弁償：議員・二役等の報酬、管外行政視察旅費、・・・・ 18～19
旅費、費用弁償、政務活動費
- 9 議会費当初予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 10 公社、委員会、協議会等への議会参画状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 21～22
- 11 申合せ事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23～24

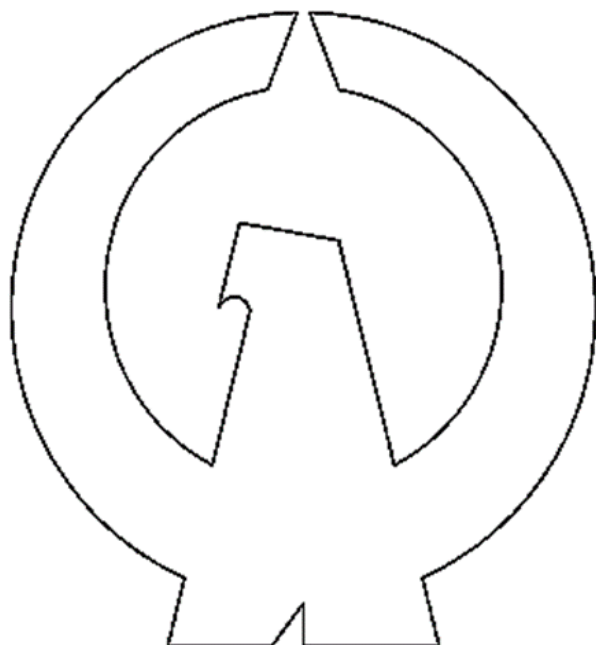
尾鷲市民憲章（平成2年10月1日制定）

尾鷲市は、熊野灘に面し、紺碧の海、緑深い山々に囲まれ、海の幸、山の幸にめぐまれた伝統ある産業と文化の都市です。

わたくしたちはこのふるさとに誇りをもち、みんなの力で、豊かな未来を築くため、ここに市民憲章を定めます。

- 一 郷土を愛し、清潔でみどり豊かなまちをつくりましょう。
- 一 人と人とのつながりを大切にし、思いやりのある住みよいまちをつくりましょう。
- 一 未来を担う子らを健やかに育て、夢と希望あふれるまちをつくりましょう。
- 一 伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくりましょう。
- 一 産業を育て、活気あふれるまちをつくりましょう。

尾鷲市章



「オ」と「鷲」を図案化したもの。
5つの部分は合併した五町村（北牟婁郡尾鷲町、須賀利村、九鬼村、南牟婁郡北輪内村、南輪内村）を表し、大地にはばたく大鷲は市運の上昇・飛躍・発展を意味し全体の円は円満和合の相を示している。

都 市 宣 言

交通安全都市宣言（昭和 3 7 年 3 月 1 2 日制定）

わが国産業経済の伸展に伴い陸運交通量は著しく増加、複雑化し、最近の交通事故の激増ぶりは真に憂慮すべきものがある。

特にわが尾鷲市は、市中繁華街を国道 4 2 号が縦断し、かつ近年紀勢線の全通、北山道路の新設、諸建設工事の進展等と相まって交通量が急増し、交通事故による犠牲者は増加の一途をたどり市民の不安は言語に絶するものがある。

よって交通事故の絶滅を期し、強力な施策を推進するため、ここに本市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

健康都市宣言（昭和 3 9 年 6 月 1 5 日制定）

尾鷲市は総合的近代都市の建設を目ざし発展の歩みをつづけている。

このとき市民のすべてが身も心も暮しも健康で文化的な生活を営むことを目標とし産業、経済、教育、文化、民生などあらゆる施策に全市総力をあげて清く、明るく、住みよい健康都市とすることを宣言する。

非核平和都市宣言（昭和 6 1 年 3 月 1 8 日制定）

世界の恒久平和は、人類共通の願望である。

しかしながら核戦争の危機は依然として存在し、人類の生存に深刻な脅威を与えている。

われわれは、世界唯一の被爆国民として、また戦争の放棄を永久に誓った国民として人類が再び同じ過ちを繰り返さないよう核兵器の廃絶に向ってできる限りの努力をしなければならない。

かけがえのない地球の平和と美しい自然を守るため、私たち尾鷲市民は非核三原則を堅持し、すべての核兵器がこの地球上から廃絶されることを切望して、ここに非核平和都市となることを宣言する。

人権尊重都市宣言（平成5年9月28日制定）

基本的人権が尊重され、自由で平等な社会を実現することは、すべての人々の強い願いであり、人権が侵害されることは、いかなる理由があっても許されない。

よって市民1人ひとりが人権尊重の精神に徹し、すべての人々の人権が保障され、明るく住みよい社会を築くため、ここに尾鷲市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言（令和4年3月1日制定）

近年の地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響は、世界中で深刻な自然災害を引き起こし、また、わが国においても、ゲリラ豪雨などにみられるこれまでにない規模での大雨や大型台風など、異常気象が多発しており、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

このことは、大台山系を背後に黒潮を臨む本市においても例外ではありません。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの世界的な平均気温上昇幅を1.5度に抑えるように努力する」という目標が掲げられ、現在、わが国を含む世界各国では、この目標達成のために、「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが必要」との共通認識がなされています。

「尾鷲市民憲章」にも掲げられていますように、私たちの尾鷲市は、紺碧の海、緑深い山々に囲まれ、海の幸、山の幸にめぐまれた、伝統と産業と文化の都市であります。

未来を担う子どもたちのためにも、100年後にこの美しいふるさと尾鷲を引き継いでいくことは私たちの責務であります。

私たちは、これまで以上に市民、事業者、行政が一丸となって、この尾鷲の海・山・川、そして地形・気象のめぐみを最大限に生かした新しい教育モデルを模索しながら、豊かな里山・里海の保全、さらには、再生可能エネルギーの地産地消や省エネルギー活動に取り組んでいかねばなりません。

尾鷲市では、この思いに共感し、賛同いただいた市内外のパートナーである企業・団体とともに、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ尾鷲」を目指し、脱炭素社会の実現に向け、全力で取り組んでいくことを、本日ここに宣言します。

尾鷲市オーガニックビレッジ宣言（令和6年1月20日制定）

「漁業と林業のまち」として栄えた本地域では、60年ほど前は甘夏栽培が一世を風靡し、伝統野菜の「虎の尾」など、野菜や米も多く栽培されていました。しかし、甘夏はデコポンなど優良品種の登場により儲からなくなっていき、それにより後継者も育たなくなり、以前の農業の勢いは徐々になくなってしまいました。

こうした背景のもと、令和4年3月に、気候変動対策とネイチャーポジティブを同時に解決するための行動の規範としての「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

農業の分野においては、農地が地域の文化や自然環境を未来へ伝える場としても更に発展するよう取組を進めていくために、「道法スタイル」という肥料を一切使わない有機農法を取り入れ、今ある甘夏や虎の尾など現存の農作物の付加価値を高めることに加え、新しい品種の栽培にも挑戦することにしました。

農地面積が少ない中で農家の所得向上を達成するためには、高付加価値の農作物の生産に力を入れていく必要があると思い、尾鷲市をネイチャーポジティブな「漁業と林業と有機農業のまち」にすることを決意し、ここに「オーガニックビレッジ」を宣言します。

尾鷲市ネイチャーポジティブ宣言（令和6年12月1日制定）

三重県尾鷲市は、熊野灘のリアス海岸と大台山系が織りなす自然、里山での人々の暮らしに、年間4,000ミリを超える雨が恵みを与える、自然と共生する美しいまちです。

豊かな森林と海では、尾鷲ヒノキに代表される林業、定置網漁や魚類繁殖に代表される漁業が有名で森では市有林のFSC認証の取得、海では藻場の再生、里では甘夏の有機栽培が営まれ、「ゼロカーボンシティ宣言」「オーガニックビレッジ宣言」などにみられる、第一次産業に環境価値を創出する取り組みを推進していきます。

これらの活動は、地域再生は勿論のこと環境教育にも発展し、経済界や地域住民、教育機関など、さまざまな企業・団体と連携した「22世紀に向けたサステナブルシティの実現」を目指したまちづくりを展開しています。

気候変動と生物多様性の損失が地球規模の問題になっている今、尾鷲市では、人類共通の課題である、この2つの課題に対して、自治体が持つ「社会の公正な移行」の役割を強く認識し、「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」で提示された8つのテーマの变革を通して、「ゼロカーボン」と「ネイチャーポジティブ」に貢献するとともに、自然との共生に欠かせない伝統の技術や伝統知の継承を進め、国際社会との連携を通じて地球環境に貢献いたします。

地域住民の現在および未来の幸福と、人と自然が共生する社会の実現のために、公正

な移行を通じて、地球に優しいまちづくりを推進することを宣言します。

尾鷲市のシンボル（平成元年6月6日指定）

花 ヤブツバキ（情熱）

木 ヒノキ（伝統）

鳥 アオサギ（繁栄）

魚 ブリ（発展）

魚 ガシ（郷土）準指定

議 会

1 構 成

(1) 議員定数

令和8年8月1日現在

条例定数	現 在 数	任 期
10人	10人	令和7年6月11日～令和11年6月10日

定数条例改正の経過

昭和53年 5月16日	定数24人を21人に改正	昭和53年11月実施
昭和60年10月 3日	定数21人を20人に改正	昭和61年11月実施
平成 9年12月25日	定数20人を18人に改正	平成10年11月実施
平成18年 3月24日	定数18人を16人に改正	平成18年11月実施
平成24年 9月27日	定数16人を13人に改正	平成25年 6月実施
令和 2年12月22日	定数13人を10人に改正	令和 3年 6月実施

(2) 党派別議員数

令和8年8月1日現在

公 明 党	無 所 属
1人	9人

(3) 会派別議員数

令和8年8月1日現在

無所属
10人

(4) 年齢別構成

令和8年8月1日現在

20代	30代	40代	50代	60代	70代
1人	1人	2人	1人	3人	2人

(5) 当選回数別構成

令和8年8月1日現在

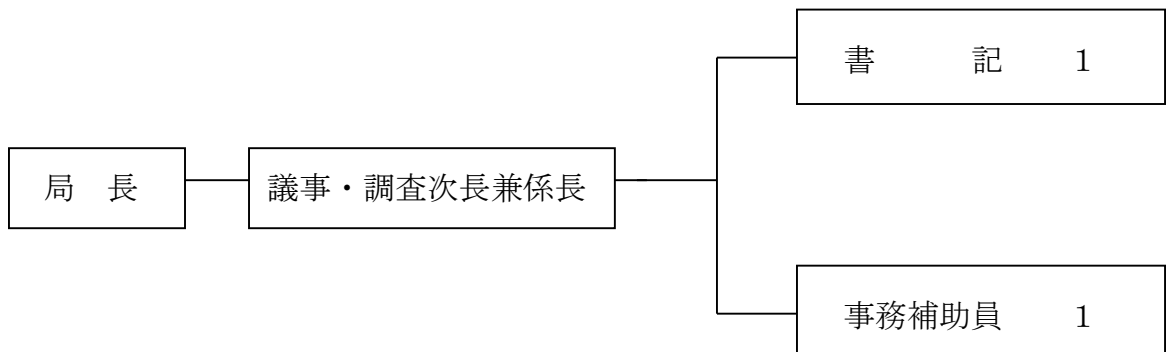
1回	2回	3回	4回	12回
5人	2人	1人	1人	1人

2 組 織

議 会 構 成 表					
令和8年8月1日					
議 長	小 川 公 明	副議長	仲 明	監査委員	中 村 文 子
議会運営委員会(5人)		行政常任委員会(9人)			
◎ 南 靖 久		◎ 西 川 守 哉		○ 野 田 憲 司	
○ 西 野 雄 樹		入 田 真 嘉		佐々木 康 次	
西 川 守 哉		中 井 勇 気		南 靖 久	
入 田 真 嘉		仲 明		中 村 文 子	
中 井 勇 気		西 野 雄 樹		—	
紀北広域連合議会(6人)		三重紀北消防組合議会(4人)		東紀州環境施設組合議会(2人)	
小 川 公 明		小 川 公 明		小 川 公 明	
西 川 守 哉		西 川 守 哉		西 川 守 哉	
入 田 真 嘉		野 田 憲 司		—	
佐々木 康 次		南 靖 久		—	
中 井 勇 気		—		—	
西 野 雄 樹		—		—	

◎ 委員長 ○ 副委員長

事務局体制 現員 4人



事務分担

議事・調査係	1. 公印の保管に関する事 2. 文書の收受、発送、整理及び保管に関する事 3. 議会費の予算及び経理に関する事 4. 議員の議員報酬及び費用弁償その他の給与に関する事 5. 人事及び諸給与に関する事 6. 儀式、交際及び接待に関する事 7. 職員の服務に関する事 8. 条例、規則及び規程の制定改廃に関する事 9. 事務局日誌に関する事 10. 各種の調査資料の収集及び統計に関する事 11. 議会図書室に関する事 12. 物品の保管、出納及び自動車の管理に関する事 13. 議員共済会に関する事 14. 本会議に関する事 15. 議事日程の作成及び諸般の報告に関する事 16. 委員会及び協議会その他諸会議に関する事 17. 議案、建議案及び意見書に関する事 18. 請願及び陳情に関する事 19. 会議録、その他会議の記録並びに保管に関する事 20. 議決事項の処理に関する事 21. 議員及び委員の出欠に関する事 22. 議場その他議会関係各室の管理取締りに関する事 23. その他議事に関する事
--------	--

3 議員名簿

令和 8年 8月 1日現在

議席	氏 名	年齢	住 所	当選回数	党 派	会 派
1	オ 小 川 キミ アキ 小 川 公 明	69	〒519-3923 尾鷲市梶賀町138	4回	公 明 党	
2	ニシ 川 梨 ヤ 哉 西 川 守 哉	65	〒519-3610 尾鷲市北浦西町1432	2回	無 所 属	
3	ノ 野 タ ケン シ 野 田 憲 司	53	519-3639 尾鷲市中川22番45号	1回	無 所 属	
4	イ 入 タ マサ シ 入 田 真 嘉	41	519-3647 尾鷲市小川西町6番8号	1回	無 所 属	
5	サ サ キ コウジ 佐々木 康次	62	〒519-3616 尾鷲市中村町6番15号	1回	無 所 属	
6	カ イ ヲウ キ 中 井 勇 気	26	〒519-3811 尾鷲市三木里町451	1回	無 所 属	
7	ミナ ヤマ ヒサ 南 靖 久	70	〒519-3625 尾鷲市向井278-1	12回	無 所 属	
8	カ 仲 アキラ 仲 明	74	〒519-3671 尾鷲市矢浜二丁目10-1	3回	無 所 属	
9	カ ムラ ヤ コ 中 村 文 子	43	〒519-3646 尾鷲市泉町2-6	2回	無 所 属	
10	ニシ ノ ヲウ キ 西 野 雄 樹	36	519-3604 尾鷲市港町11番12号	1回	無 所 属	

平均年齢 54歳

4 委員会

令和8年8月現在

(1) 議会運営委員会

条例制定	定 数	調 査 事 項
令7.6.20	5 人	会期日程等議会の運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項 *議会の閉会中も調査を行うことができるもの とし、調査期限は令和11年6月10日まで継続

(2) 常任委員会

委員会名	定 数	調 査 事 項
行政	10 人	市の行政全般にわたる事務

5 行政視察来市状況

年 月 日	団 体 名	人数	視 察 内 容	備 考
H31. 1. 28	三重県 松阪市議会	5	タブレットによるICT活用状況	松政会
R1. 5. 13	三重県 志摩市議会	14	常任委員会の一本化及び市議会タブレット端末の導入について	
R1. 11. 14	三重県 鳥羽市議会	11	行政常任委員会について	
R2. 2. 4	静岡県 三島市議会	4	タブレット端末の導入について	緑水会
R3. 1. 28	三重県 北牟婁郡 紀北町議会	1	議会におけるタブレット端末の導入について	
R4. 1. 18	三重県 北牟婁郡 紀北町議会	7	議会でのタブレットの導入・活用について 資料ペーパーレス化・電子化他ICT化について	
R4. 7. 21	三重県議会	8	おわせSEAモデル(今後の方向性、課題等)	総務地域連携デジタル社会推進 常任委員会
R5. 7. 21	三重県議会	8	藻場の再生について	環境生活農林 水産常任委員 会
R6. 7. 24	岐阜県 飛騨市議会	6	オーガニック宣言の取り組みについて	産業常任委員 会
R7. 7. 29	三重県議会	7	「Jクレジット」の取り組みについて	政策企画雇用 経済観光常任 委員会

6 活 動 状 況

(1) 議会開催数 (単位：日)

区分		定 例 会					臨時会	年間合計
年	日 数	第1回	第2回	第3回	第4回	計		
令和7年	会 期	22	15	25	16	78	2	80
	本 会 議	5	5	5	5	20	2	22
	一 般 質 問	3	3	3	3	12	—	12
	質問者数 (人)	6	5	8	6	25	—	25
令和6年	会 期	22	16	24	16	78	1	79
	本 会 議	4	4	5	5	18	1	19
	一 般 質 問	2	2	3	3	10	—	10
	質問者数 (人)	4	3	6	6	19	—	19
令和5年	会 期	23	16	23	16	78	4	82
	本 会 議	4	5	4	4	17	4	21
	一 般 質 問	2	2	2	2	8	—	8
	質問者数 (人)	4	5	4	4	17	—	17
令和4年	会 期	23	16	24	16	79	6	85
	本 会 議	5	5	5	4	19	6	25
	一 般 質 問	3	3	3	2	11	—	11
	質問者数 (人)	6	7	6	4	23	—	23

(2) 議 決 結 果

			令和7年	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年
議 決 結 果	予 算		25	28	28	31	30
	条 例 案	議 員 提 出	1	0	6	1	4
		市 長 提 出	36	22	21	21	17
	議 決 案		6	7	6	8	7
	同 意		6	13	2	10	12
	認 定		5	5	5	5	5
	承 認	予 算	1	5	0	3	1
		条 例	0	4	0	4	3
		契 約 ・ そ の 他	0	2	0	0	0
	諮 問 案		2	4	1	2	4
	会 議 規 則 案		0	0	0	0	1
	意 見 書 案		2	1	0	1	1
	決 議 案		0	0	0	0	2
	計		84	91	69	86	87
議 決 態 様 別	原 案 可 決		84	91	67	84	87
	修 正 可 決		0	0	0	0	0
	否 決		0	0	2	2	0
	撤 回		0	0	0	0	0
	継 続 審 査		0	0	0	0	0
	審 議 未 了		0	0	0	0	0
	計		84	91	69	86	87

(3) 委員会・全員協議会の開催状況

(単位：日)

年別	開催状況	行政常任委員会	議会運営委員会	特別委員会	全員協議会
令和7年	会期中 (A)	16	2	—	1
	閉会中 (B)	7	7	—	6
	計 (A) + (B)	23	9	—	7
	管外行政視察 (C)	1	0	—	0
	合計(A) + (B) + (C)	24	9	—	7
	管内行政視察	2	0	—	0
令和6年	会期中 (A)	17	7	—	7
	閉会中 (B)	13	5	—	6
	計 (A) + (B)	30	12	—	13
	管外行政視察 (C)	1	0	—	—
	合計(A) + (B) + (C)	31	12	—	13
	管内行政視察	3	0	—	—
令和5年	会期中 (A)	21	5	—	6
	閉会中 (B)	7	9	—	9
	計 (A) + (B)	28	14	—	15
	管外行政視察 (C)	1	0	—	—
	合計(A) + (B) + (C)	29	14	—	15
	管内行政視察	5	0	—	—

7 一般質問・質疑等議会運営

一般質問	質問形態	個人質問（代表質問はなし）
	通告方法	議長にその要旨を文書で通告。電話やFAX又は同僚議員にことづけることは、議長裁量にもよるが、怪我・病気等の理由もあり、本人の質問の意向を汲んで、内容等が把握できるなら可としている。
	通告期限	議会運営委員会開催後から本会議開会日翌日の午前11時まで
	質問の内容	質問の要旨をなるべく詳細に明記する。件数の制限なし
	発言の順序	締切日時をもって受付順に抽選をし、順番を決定
	質問方式及び時間制限	一問一答方式 答弁時間を含めた60分以内とする。但し、議長が認めた時はこの限りでない。（会派持時間制は実施していない）
	会期中の質問	一回限り
	質問の時期	提出議案の委員会付託後（委員会の審査前となる）
	登壇	1回目は登壇、2回目からは質問席で行う
	日程	概ね開会2日目から1～3日間
	人数（延べ）	令和2年31人、令和3年29人、令和4年23人、令和5年17人、令和6年19人、令和7年25人
	関連質問	特に定めなし
質疑	通告期限	議会運営委員会開催後から本会議開会日翌日の午前11時まで
	質問方式及び時間制限	一問一答方式 答弁時間を含めた60分以内とする。但し、議長が認めた時はこの限りでない。
	質疑の順番	受付順とし、議長が決定する
討論	通告期限	討論する日の前日の午前11時までに通告書を提出
	時間制限	なし
	討論の順番	議長一任
予算の審査	歳入・歳出	行政常任委員会に付託

執行部の出席	本会議	市長、副市長、教育長、代表監査委員、各課長
	委員会	課長ほか担当職員（委員長より出席要求があれば二役出席、通常待機）
人事案件の審議等	全員協議会で協議の上、本会議初日に提案説明、質疑の後同日採決（案件によっては委員会付託有り）	
議席の決定	抽選（会派を考慮し、隣り合わせに交替したことがある）	
議会の放映	エリアワンセグ…本会議とすべての委員会を生中継、一般質問のみ後日録画を2回放送。 インターネット…本会議とすべての委員会をYouTubeにて生中継。	
請願・陳情	受付期限	特にないが、議会開会前の議会運営委員会までに提出をお願いしている。
	審査方法	各所管委員会に付託
	紹介議員の取扱い	正・副議長及び所管委員会の正・副委員長は紹介議員としない旨申し合わせている。
	紹介議員の説明	必要に応じて
	処理状況	請願：令和元年 0件（採択0） 令和2年 0件（採択0） 令和3年 2件（採択1） 令和4年 0件（採択0） 令和5年 0件（採択0） 令和6年 0件（採択0） 令和7年 1件（採択1） 陳情：令和元年 1件（採択1） 令和2年 0件（採択0） 令和3年 0件（採択0） 令和4年 0件（採択0） 令和5年 0件（採択0） 令和6年 0件（採択0） 令和7年 0件（採択0）
議会報等	議会要覧（年1回）	

8 報酬及び費用弁償

(1) 議員・二役等の報酬（月額）

（単位：千円）

改定年月	実施年月	議 長	副 議 長	議 員	市 長	副 市 長	教 育 長
平 5. 6	平 5. 4	410	340	310	840	—	610
平 7. 6	平 7. 4	430	357	325	880	—	640
平 9. 3	平 9. 4	430	357	325	910	—	660
平 15. 3	平 15. 4	425	353	321	900	—	653
平 18. 12	平 19. 4	425	353	321	900	712	653
平 28. 3	平 28. 4	425	353	321	900	712	615
令 7. 12	令 8. 4	431	358	326	914	723	624

※常任・特別・議運の各正副委員長の規程なし

●各期末手当の額

$$\begin{aligned} \text{◎ 年間額} &= \text{報酬月額} \times \frac{(1+0.20)}{\text{役職加算}} \times \frac{315}{100} \\ \text{◎ 内 訳} &= \begin{array}{l} \text{6月期末} \frac{157.5}{100} \quad \text{12月期末} \frac{157.5}{100} \end{array} \end{aligned}$$

○平成31年4月1日 上記算定式に変更

(2) 管外行政視察旅費（一人当たり上限額）

（単位：円）

区 分	常 任 委 員 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
平成 5	9 5, 0 0 0	8 5, 0 0 0	3 0, 0 0 0
6・7	8 5, 0 0 0	7 5, 0 0 0	3 0, 0 0 0
8・9	8 5, 0 0 0	7 5, 0 0 0	8 5, 0 0 0
1 0	8 5, 0 0 0	8 5, 0 0 0	8 5, 0 0 0
1 1～1 3	8 5, 0 0 0	7 5, 0 0 0	7 5, 0 0 0
1 4～2 1	1 1 0, 0 0 0	—	7 5, 0 0 0
2 2～2 7	1 0 0, 0 0 0	—	5 5, 0 0 0
2 8	1 0 0, 0 0 0	7 5, 0 0 0	5 5, 0 0 0
2 9～令和8	1 0 0, 0 0 0	—	5 5, 0 0 0

*管外行政視察は年一回を原則とする。

(3) 旅 費

○市内旅費（平成18年7月より廃止）

中心部（旧尾鷲地区）以外の公共交通機関利用地区から、本会議・各常任委員会、議運、各特別委員会に出席する議員に対し、支給基準に定める旅費（交通費）額を支給する。

○市外旅費（令和8年4月より改正）

【宿泊費】

上限付き実費支給

都道府県ごとに上限額設定

区分	都道府県ごとの上限
特別職	11,000 円～27,000 円
一般職	8,000 円～19,000 円

※最高額：東京、京都等 最低額：福島、鳥取等

※特別職：市長、副市長、教育長、監査委員、市議会議員等

【包括旅費】

実費支給

パック旅行に要する費用

【宿泊手当】

定額支給（宿泊を伴う旅行にのみ、1 夜につき 2,400 円支給）

※宿泊費に夕朝食費用が含まれる場合は、各 800 円を減額

【日当】（令和 8 年 4 月より廃止）

（廃止前は、定額支給。遠方に出張する場合、宿泊の有無に関わらず日額を支給）

(4) 費用弁償（平成18年7月1日より廃止）

（廃止前は、本会議、各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会に出席した者に対し、1 日1,000円を支給。（平成13年4月1日から施行））

(5) 政務活動費

平成25年4月1日より、それまでの政務調査費から政務活動費となる。

市財政の状況に鑑み、平成30年度より支給廃止

（廃止前は、年間 一人当たり 150,000円）

9 議会費当初予算

単位:千円、%

区 分	令和8年度		令和7年度		令和6年度	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
1 報 酬 議長・副議長・議員	40,769	38.6	39,515	40.8	36,305	39.9
2 給 料 職員給料 会計年度任用職員報酬	15,466 13,254 2,212	14.7	14,714 12,664 2,050	15.2	13,858 12,096 1,762	15.2
3 職員手当等 扶養手当他 時間外勤務手当 議員期末手当	21,347 8,306 200 12,841	20.2	19,758 7,516 200 12,042	20.4	18,455 6,820 200 11,435	20.3
4 共 済 費 職員共済組合負担金 議員共済組合負担金 社会保険料及び雇用保険料	14,628 4,385 9,951 292	13.9	13,689 4,000 9,427 262	14.1	14,397 3,937 10,244 216	15.8
8 報 償 費 報 償 費	0 0	0.0	80 80	0.1	0 0	0.0
9 旅 費 議長会関係他 費用弁償	2,711 770 1,941	2.6	2,674 808 1,866	2.8	2,491 742 1,749	2.7
10 交 際 費 慶弔費他	300 300	0.3	300 300	0.3	300 300	0.3
11 需 用 費 消 耗 品 費 食 糧 費 印刷製本費 修繕費	740 590 7 43 100	0.7	1,267 1,024 7 136 100	1.3	786 626 7 53 100	0.9
12 役 務 費 通信運搬費 広 告 料 手数料	225 29 104 92	0.2	298 29 110 159	0.3	139 29 110 0	0.2
13 委 託 料 会議録反訳等 マイク等設備点検	1,771 1,771 0	1.7	2,110 1,964 146	2.2	1,964 1,964 0	2.2
14 使用料及び賃借料 複合機使用料 車 借 上 料 回線使用料 ペーパーレス会議システム利用料 その他使用料 議場映像音響システム等更新リース料	7,081 62 6 1,044 990 44 4,935	6.7	2,094 36 6 1,035 990 27 0	2.2	1,930 36 6 871 990 27 0	2.1
18 備品購入費 備品購入費	0 0	0.0	0 0	0.0	0 0	0.0
19 負担金、補助及び交付金 全国市議会議長会負担金 全国自治体病院経営都市議会協議会負担金 東海市議会議長会関係負担金 東海市議会事務研究会負担金 三重県市議会議長会負担金 三重県市議会事務研究会負担金 木曜会負担金 全国市議会議長会研究フォーラム負担金 中南勢都市議会議長会負担金 政務活動費(旧.政務調査費)	470 306 18 49 4 17 2 12 18 44 0	0.5	429 306 18 30 2 17 2 12 18 24 0	0.4	423 306 18 30 4 17 2 12 10 24 0	0.5
計	105,508	100.0	96,928	100.0	91,048	100.0

10 公社、委員会、協議会等への議会参画状況

組 織 ・ 団 体 名	代表者	議会関係	所管課
尾鷲市幹線道路建設促進同盟会	会長:尾鷲市長	議 長:副会長 副議長:会 員 行政常任委員会委員長:委員	建設課
熊野尾鷲道路建設促進期成同盟会	会長:熊野市長	議 長:会 員	建設課
国道169号改良促進連絡協議会	会長:熊野市長	議 長:委 員 副議長:委 員	建設課
国道425号整備促進期成同盟会	会長:尾鷲市長	議 長:会 員 行政常任委員会委員長:会員	建設課
尾鷲市防災会議	会長:尾鷲市長	議 長:委 員 行政常任委員会委員長:委員	防災危機管理課
尾鷲市水道水源保護審議会	会長:民 間	議 長:委 員 行政常任委員会委員長:委員	水道部
尾鷲市交通安全対策協議会	会長:尾鷲市長	議 長:顧 問	防災危機管理課
尾鷲市奨学金貸与選考委員会	会長:尾鷲市長	議 長:委 員 行政常任委員会委員長:委員	教育委員会
尾鷲総合病院運営懇話会	会長:尾鷲市長	議 長:委 員 行政常任委員会委員長:委員	総合病院
旅館建築審査会		行政常任委員会委員長:委員	
尾鷲湾濁水問題協議会		議長:委員 行政常任委員会委員長:委員	
中南勢都市議会議長会		津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市 志摩市、熊野市、尾鷲市	

組 織 ・ 団 体 名	代表者	議会関係	所管課
三重県市議会議長会		議 長：会 員	
東海市議会議長会		議 長：会 員	
全国市議会議長会		議 長：会 員	
市議会議員共済会		議 長：会 員	
全国自治体病院経営都市議会 協議会		議 長：会 員	
全国森林環境税創設促進議員連盟		議 長：会 員	

尾鷲市議会申合せ事項

平成 8年11月25日	(月)	
平成10年12月 3日	(木)	
平成11年 3月31日	(水)	
平成12年 5月 1日	(月)	全員協議会で確認
平成13年 2月26日	(月)	全員協議会で確認
平成14年12月19日	(木)	全員協議会で確認
平成17年11月24日	(木)	全員協議会で確認
平成18年12月 1日	(金)	全員協議会で確認
平成19年11月26日	(月)	全員協議会で確認
平成21年 6月 2日	(火)	全員協議会で確認
平成21年 8月11日	(火)	全員協議会で確認
平成21年11月24日	(火)	全員協議会で確認
平成25年 2月19日	(火)	全員協議会で確認
平成25年 6月18日	(火)	全員協議会で確認
平成25年 7月 3日	(水)	全員協議会で確認
平成26年11月25日	(火)	全員協議会で確認
平成29年 6月16日	(金)	全員協議会で確認
平成30年 2月19日	(月)	議員懇談会で確認
平成30年 5月29日	(火)	全員協議会で確認
令和 2年 6月 2日	(火)	全員協議会で確認
令和 3年 4月 2日	(金)	全員協議会で確認
令和 3年 6月11日	(金)	全員協議会で確認
令和 4年 8月 4日	(木)	全員協議会で確認
令和 5年 5月24日	(水)	全員協議会で確認
令和 7年 6月13日	(金)	全員協議会で確認

議 長 *任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

副 議 長 *任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

監査委員 *任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

常任委員会正副委員長

*任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

議会運営委員会 5人

*行政常任委員長、他の4人は協議の上決定する。

*正副議長はオブザーバーとする。

紀北広域連合議会議員 6人

*議長、行政常任委員長、他の4人は選挙する。

紀北広域連合監査委員 1人 *行政常任委員長

三重紀北消防組合議会議員 4人

*議長、行政常任委員長、他の2人は選挙する。

東紀州環境施設組合議会議員 2人

*議長、行政常任委員長

議長の常任委員会への所属について

- *議長は、尾鷲市議会委員会条例第2条第1項の規定に基づき、常任委員を辞するものとする。

一般質問について

- *一般質問方式は、一問一答方式とする。
- *一問一答方式の回数は制限なしとする。
- *会期中の一般質問は1回限りとする。
- *発言時間は、答弁時間を含めた60分以内とする。ただし、議長が認めるときはこの限りでない。
- *通告書には質問の要旨を具体的に明記する。
- *質問の要旨は、執行部がおおよその答弁の準備ができる内容とする。
- *通告書の受付は、議会運営委員会閉会後から本会議開会翌日の午前11時までとする。
- *一般質問の順位は締切日時をもって抽選とする。

議案に対する質疑について

- *質疑方式は、一問一答方式とする。
- *一問一答方式の回数は制限なしとする。
- *発言時間は、答弁時間を含めた60分以内とする。ただし、議長が認めるときはこの限りでない。
- *通告書の受付は、議会運営委員会閉会後から本会議開会翌日の午前11時までに口頭または通告書で議長に通告するものとする。
- *質疑の順位は、原則として受付順とし、議長が決定する。

陳情について

- *提出者が市内の場合は請願書の例により処理するものとする。
- *提出者が市外の場合は要望書と同様の扱いをする。
- *議長裁量により、議会運営委員会に諮ることができる。

その他

- *会議録署名議員の順序は議席1番から順次
- *選挙の開票立会人の順序は議席10番から逆順序
- *請願書の紹介議員には議長、副議長、所管の正副委員長を除く

メモ

- *全員協議会での監査委員選挙の開票立会人の順序は議席1番から順次